

リンクスの 事業再生現場

レポート 第51回



(株) リンクス

宇都宮市西一の沢町8-22 栃木県林業会館5F
TEL: 028-634-5088
Mail: info@rincs.biz
URL: http://www.rincs.biz/

【金融行政の新たな動き】

金融円滑化法が終了して、もうすぐ1年になります。金融円滑化法は倒産回避であり、倒産予備軍が大勢控えているとの批判もよく聞かれますが、改革のための時間をもらえたという点では、中小企業にとってメリットが大きかったと思います。私どものクライアント先でも、この間に業績を大きく改善して、今では新規融資を受けられるようになった先も数社出てきました。しかしながら、金融円滑化によるリスケジュールから抜け出せずに、資金繰りに窮している中小企業も数多くあるのも事実でしょう。

金融行政側でも、現況を把握しており、次の策が打ち出されてきていますので、紹介したいと思います。

昨年11月、金融庁から「中小金融機関向けの総合的な監督指針」が公表されました。中小金融機関は営業地域が限定されており、特定の地域、業種に密着した営業展開をしています。この指針では、地域経済の活性化を図るため、金融仲介機能を発揮していくことを求めています。この中で着目すべき点は、企業のライフステージに応じた提案として、「事業の持続可能性が見込まれない企業」(事業の存続がいたずらに長引くことで、却って、経営者の生活再建や当該顧客企業の取引先の事業等に悪影響が見込まれる先など)に対し、顧客企業の債務整理を前提とした再起に向けた方策を検討せよと指導していることです。金融円滑化法を利用して一向に改善の兆しが見えず、傷口を広げていっているような中

小企業、金融機関に対しての方策といえるでしょう。

従来、金融機関は、ひとたび信用不安を発見すると、貸倒の極小化を図るために他行やその他一般債権者に先んじて回収を急いだものです。回収に長けた行員は銀行内で表彰されていました。銀行のためには、心を鬼にして回収しなければならないのですが、出来れば関わりたくない業務であったことを覚えています。当時は、銀行の収益が第一義でした。ところが、今回の監督指針をみますと、地域経済の活性化を優先させるということが読み取れます。

さらに昨年12月、「経営者保証に関するガイドライン」が公表されています。中小企業の社長であれば、会社と個人は一体です。会社が倒れば、社長個人も自己破産が常でした。ところが、ガイドラインによれば、銀行から保証人への請求は、倒産日の個人資産の範囲内とすることを求めています。資産を失うことに変わりありませんが、破産しなくとも許されるのです。再起のチャンスがあるのです。

小資本の中小企業にとって、目まぐるしいほどの外部環境の変化は、一企業の力では如何ともしがたいこともあります。事業に関し、限りないリスクを負わせるだけの社会では、地域経済は疲弊する一方でしょう。今回の金融行政のポリシーが浸透していくことにより、創業のハードルが低くなり、地域経済が活性化することに繋がってほしいものです。



〈著者プロフィール〉

代表取締役社長 佐藤 正人

昭和37年生まれ、大田原高校、新潟大学卒。

昭和60年足利銀行へ入行後、営業店、審査部門を経て平成16年退社。

在職中の事業再生の経験を活かし、平成18年栃木県で初めての事業再生専門のコンサルティング会社である(株)リンクスを設立し代表者に就任。以来地元中小企業の多くの事業再生を行っている。